



Title	総力戦下の村常会・町内会・部落会 ー北海道常呂郡常呂村の場合ー
Author(s)	清水, 昭典; SHIMIZU, Shyosuke
Citation	北大法学論集, 36(1-2), 85-120
Issue Date	1985-09-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16473">https://hdl.handle.net/2115/16473</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(1-2)_p85-120.pdf



# 総力戦下の村常会・町内会・部落会

——北海道常呂郡常呂村の場合——

清水昭典

まえがき

- 一 常呂村における戦時町内会・部落会の成立
- 二 村常会編成と担い手及びその役割
- 三 町内会・部落会の編成と担い手及びその役割
- 四 村常会と村会

まえがき

わが国の明治地方自治制の創出者達は、近代的中央集権国家の形成に当って、旧藩時代からの自治組織であるむら（いわゆる自然村）が、新たな国家の地方行政と財政を担うにはあまりにも微弱であるとして、「如何なる苦心をしても断じて此の合併を遂行せねばならぬ」<sup>(1)</sup>と合併統合を強行し、プロイセン地方法制に習った立法・行政組織と法人として

の財政を保有する町村制を設定した。そして旧藩以来の村民の生産と生活の基礎単位であるむらの経済的基礎をなす部落有財産の新町村有への統一的吸収を図り、これを「自治制度実施の残務」として統一を強行しようとした。しかしこの統一は「実施の半途」にとどまり、旧慣にはりめぐらされたむらは、現実に住民の生産と生活の単位として持続し、公権力もこれを大字・字・区として認めざるを得なかった。また行政の担当者にとっては、施策の滲透のためには、施策を村長から団体たるむらを通じて行使した方が効率的でもあった。

また町村制の創出者達が、自治制の設定に当り、自治制がしばしば党派紛争の具となつて町村人心の紊乱を惹き起すことを恐れ、これを厳しく法律の範囲内の活動に規制する制度としたが、それでもその後の町村政が地方議会における審議と議決の過程でしばしば紛擾を惹き起したので、地方行政当局と町村長は、上意下達の旧い支配様式に泥むむらを統治の手段として利用することを便宜とした。

特に自治制の下でも第一次世界大戦後の世相と昭和初頭の不況は、地方行政事務のいちぢるしい増大を招き、他方これを支える地方財政に限度があることを露呈した。また普通選挙制の成立以後、地方議会にも、地主・有産商工業者のほか自作・小作農民の進出がみられるとともに、自治制の創出者達がこの設定に当つて最も憂慮危惧した中央政局の政党政治の余波が地方社会にも及んでくると、行政担当者は、町内会と部落会を法的な制度とすることを避けつつも、これを地方行政の末端のインフォーマルな補助機構として、安上りに、恣意的に利用するようになった。

更に公権力が臨戦下、国民の総動員をすすめる昭和十五年に入ると、議会・政党人からの自治の破壊という非難を冒して、町村長の町村政における権限の強化、町内会・部落会の整備と機能の強化をはかり、町内会・部落会に従来からの町村政の枢機に参画していた名望者とともに、より低い社会階層の中から国策イデオロギーに忠実で戦時行政の遂行に行動的な分子を起用し、彼らを駆使するようになった。一方名望家によって占められていた町村会は、戦局の苛烈化

に伴ない。土木・産業など平時の町村政の課題の解決が中止・延引されていくにつれて、村政における実質的な役割を奪われ、更に町村会の改選時には、戦時行政に必ずしも積極的でない分子が、大政翼賛会の下部組織となった町内会・部落会から推薦を与えられず町村政から締め出されたりした。このような町村会・部落会の制度と機能の強化の画期をなしたのが、昭和十五年九月十一日付内務省訓令「部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱」の道府県への通達であり、これを徹底化したのが、町内会・部落会を法認し、町村長のこれに対する統率をいぢるしく強化した昭和十八年三月二十日の町村制の改正公布であった。本稿では、昭和十五年から主として十八年時にいたる町村長・村常会・町内会・部落会の戦時行政活動の実態を北海道常呂郡常呂村の限られた村資料によって紹介しようとするものである。

(1)、(2)、(3) 池田宏編「大森鐘」昭和五年三月三三三・三三四ページ。

## 一 常呂村における戦時町内会・部落会の成立

明治七年より和人が定住し始め、十六年に戸長役場が設置された北海道常呂郡常呂村は、二十年頃現在の市街地に十七・八戸の小集落を形成した北海道のいわゆる新開地であった。この常呂村の開拓が進み、村勢が伸展したのは明治末期で、この頃漁業の発達、マッチ軸木などの木材加工の台頭がみられ、大正初年に自給の麦類の外に第一次欧州大戦の影響で、菜豆澱粉など輸向商業作物価格が昂騰し、この作付が増大、後にハッカ・ビートがこれに加わり農業が盛となった。かくて大正四年には北海道二級町村制を施行、本調査の時期に近い昭和十二年には九〇七戸、五千七四二人を擁する農林漁業中心の町村となっていた。産業の内訳は従業戸数が農業六〇九戸、商業七八戸、漁業六一戸、工業一六戸、一般官吏八一戸、其他六二戸で、産額は、農産が九一万四千八〇四円、水産八万九千九百二五円、畜産二万五千三四〇

円、工業一四万五千八〇五円、林産一三万三千三二〇円で、農産と水産が主産であった。そして農家は、戸数六〇九戸の中自作農が二二四戸で、自作一三四戸、小作二五一戸という構成であった。又行政区画としては、大正四年に村内を、市街東、同西、土佐、岐阜、鐺沸、下川沿、上川沿、幌内、太茶苗、手師学の十部(後の区)に分割、その後入植増加に伴い上川沿より西川沿を分割、幌内と太茶内を合せて太幌とし、手師学より隈川と登位加を分割して十二の区を有した。このような常呂村に北海道庁網走支庁長より常呂村長宛「国民精神総動員運動実践網整備拡充ニ関スル件」として町内会部落会の編成を求めてきたのは昭和十五年一月であった。この時村長は原紋蔵であった。原は、当時の多くの二級町長にみられるように、また第1表にみられるように彼の前任者達と同様に、若年より町村役場の書記を勤め、課長・

第1表

氏名		任期	期間	略歴
宮下謙松	常呂村歴代村長	T4・4 ~ T4・8	5カ月	昭和20年まで
大柿千代太郎		T4・8 ~ T14・6	9年11カ月	M6 広島県生 上湧別村書記より 常呂村長となり相内村長に転出
奥山萬蔵		T14・6 ~ S4・10	4年5カ月	M24 北海道浦河町生 津別村書記より 常呂村長となり調子府村長に転出
内藤周平		S4・10 ~ S6・11	2年2カ月	M26 新潟県生 調子府村長より 常呂村長となり津別村長に転出
品田竹蔵		S6・11 ~ S7・6	8カ月	M22 新潟県生 調子府村長より 常呂村長となり置戸村長に転出
佐藤満三		S7・6 ~ S10・10	3年4カ月	M26 福岡県生 興部村書記より 常呂村長となり雄武村長に転出
船戸多吉		S10・10 ~ S14・7	3年9カ月	M30 岐阜県生 常呂村書記より 常呂村長となり生田原村長に転出
原紋蔵		S10・7 ~ S20・12	9年9カ月	M29 滋賀県生 網走町書記・収入役・助役より 常呂村長となり狩太村長に転出

取入役・助役を経て村長に就任した人物で、後に昭和二十年に後志郡狩太村長に転じており、本州府県下の町村によくみられるような地域に資産と名望をもって推された名誉職型の村長ではなく、多年網走町の助役として行政事務に熟達し、この技術を評価されて常呂村に迎えられたいわば村長を本職とした人物であった。この官治行政の末端に置かれ、上級官庁からの指示を受容し、しかも地域社会から起って来る要求を取りまとめた予算折衝や、各種陳情の技術はその右にでるものがないといわれた彼は、日頃「社会を渡っていくには敵をつくるべきではないネ——何ごとも協調してやっっていけば、どんな場合でも活路が自然と開けるもんだ」と力説、「円満外交」に定評ある人物であった。原は、網走支庁長の町内会と部落会設置の指示には他の町村に先行して素早い対応を見せ、三月十九日には、支庁長の臨席下に、村会議員、区長、小学校長、農事実行組合長、在郷軍人分会長、常呂市街評議員、青年団長及び国防婦人会班長等を集め、支庁が提示した別掲「○○町内・部落会規約」というモデル準則を説明し、出席者達に総動員下の国策遂行と地方自治行政への協力および隣保相助を訴え、その推進力となるべき町内会と部落会を編成し終えたのである。しかし表をみると、常呂村では従来から存在する十二の区の組織と役員を名称を変更しただけでそのまま町内会・部落会へ移行させたことが明らかで、編成上の混乱や遅滞はみられなかったわけである。

ところがこの年の年末に入ると、村長は行政区を町内会・部落会へ看板を塗り変えるという小手先のやり方で事態を糊塗することができなくなった。すなわち九月十一日付内務大臣による内務省訓令第十七号「部落会町内会等整備要領」が、その趣旨を北海道内に適用した昭和十五年十一月二十日付北海道庁令第百一十一号として常呂村長に達せられ、十月に成立した大政翼賛会の下部組織にふさわしい目的と機能を持つ町内会・部落会への改組が求められたのであった。そこで常呂村では、北海道庁が示したモデルにもとづいて、別掲の町内会・部落会設置規程を定め、これに内務省訓令の

第 2 表

精動実践網整備状況調 (昭和十五年六月二十日現在) 常呂村				
部落(町内) 会名	所属班数	部落(町内) 会組織戸数	常会定日	備 考
西町内会	一一	一七二	十五日	
東町内会	七	一六四	十五日	
土佐部落会	三	三六	十五日	
岐阜部落会	一〇	九三	二 日	
鯉渚部落会	二	四七	十 日	
下川沿部落会	六	三九	十五日	
上川沿部落会	六	六六	十五日	
西川沿部落会	七	七五	十五日	
太幌部落会	一〇	五七	一 日	
手師学部落会	八	九七	十五日	
限川部落会	四	五七	十五日	
登位加部落会	三	三〇	十五日	
	七七	九三三		

数をもって構成する隣保班を設け、これを町内会・部落会の「隣保実行組織」保班の各組織ごとに、月一回の定例集会である常会を開かせ、常会の運営には村から巨細にわたって指示を与え、常会

「隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織シ  
 万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セ  
 シムルコト」、「国民ノ道徳的鍊成ト精神的団結  
 ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト」、「国策ヲ汎  
 ク国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ  
 資セシムルコト」、「国民経済生活ノ地域的統制  
 単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上  
 必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト」の条文をそ  
 のまま町内会・部落会の目的として盛り込んだ  
 のであった。そして町内会と部落会は、従来か  
 らの内務行政の末端の補助組織という性格に新  
 たに大政翼賛会の末端組織という性格を加えら  
 れ、二重の性格を持つこととなった。

かくて全国画一の制度の一環として、常呂村  
 でも村区画の中に村民全戸強制加入の町内会・  
 部落会を設け、更にもその中に二戸乃至十戸の戸

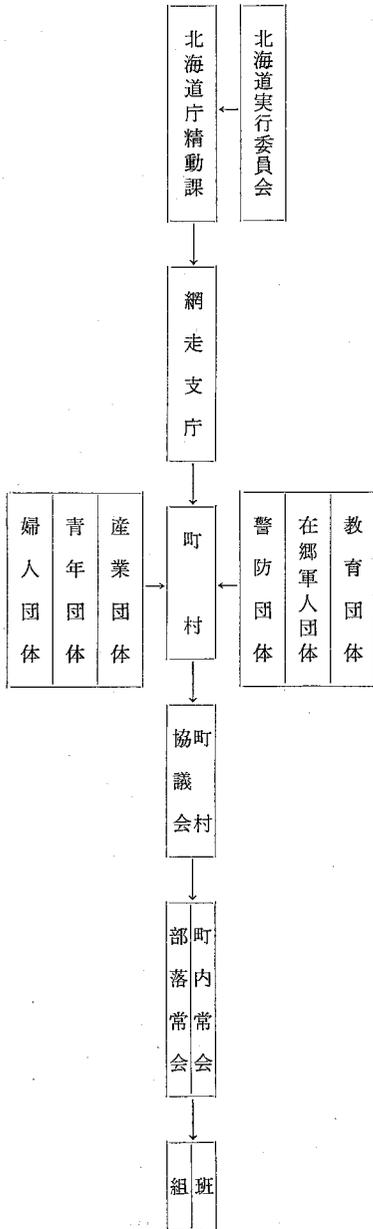
を通じて戦時行政への協力を徹底することとした。各組織の關係は北海道庁（大政翼賛会道支部……諸指導通達は道庁総務部が行なう）——網走支庁——村長——村常会——連合町内会——町内会・部落会——隣保班というタテの系列に整序され、町内会・部落会は官僚制の階梯の底部に位置づけられ、上からの命令の受容、隣保班への伝達という役割を担うこととなった。

この組織の注目すべき点は、第一に町内会・部落会に対する村長の指揮および人事に関する権限をきわめて強力なものとしたことで、村長は町内会・部落会長を選任するとともに、村常会の構成員を選任し村常会の運営をも統轄することとなった。第二には村常会に戦時行政遂行に関する重要な協議を委ねたことで、村長は常呂村常会規程（別掲）で「村内ニ於ケル各種行政ノ総合的運営及町内会部落会ノ目的達成上必要ナル各般ノ事項ヲ協議スル」こととしたことで、後年には後述するように村会の審議事項をも取り込む力を持つに至った。

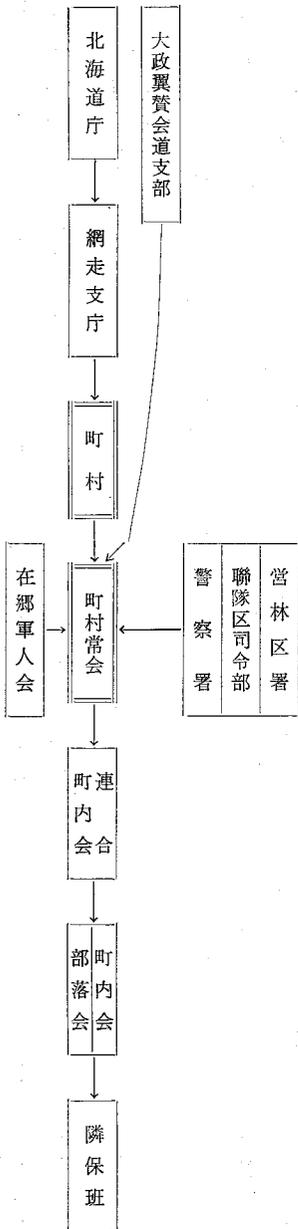
(1)、(2) 昭和三四年二月網走新聞社発行「人物素描」八四ページ。

(3) 昭和一五年四月頃の国民精神総動員運動下の町内会・部落会は左の旧町内会・部落会連絡系統図にみられるような指示の流れの中にあり、大政翼賛会傘下にあった昭和一七年三月頃の町内会・部落会はやはり左の新町内会部落会連絡系統図のような指示の流れの中にあり、支庁→村→村常会の指示文書が激増した。

旧町内会・部落会連絡系統圖(昭和十五年四月)



新町内会・部落会連絡系統圖(昭和十七年三月)



二 村常会の編成と担い手及びその役割

村常会構成員の選任は、昭和十五年十一月二十日付北海道庁令第百一十一号の指示で作成された常呂村常会規程で、村長が、一、町内会長・部落会長、二、各種団体代表者、三、関係官公吏、四、村会議員、五、学校教職員、六、学識経験者、七、其ノ他適當ナルモノの中から選ぶこととなった。しかし村長に人選について自主的に自由な判断があつたものとみられず、予め帝国在郷軍人会釧路支部長<sup>(1)</sup>、釧路聯隊区司令官から原村長に人事について容喙があり、特に後者は、常呂村の在郷軍人会役員と階級に重点を置いた第3表の推薦名簿を添付した次のような極秘の推薦文書を送達した。すなわち「在郷軍人ハ国民最高ノ義務タル兵役ニ服シ一身一家ヲ忘レ心身共ニ君国ニ捧ゲ 就中戦地帰還者ノ如キハ硝煙ノ巷ヲ馳驅シ具サニ辛酸ヲ嘗メ此ノ間犠牲奉公ノ大義ヲ体得シタル者ニシテ縦令門地低ク學歷ニ乏シ

第3表

		人物選抜名簿			釧路聯隊区司令部		
年齢	名譽職等	職業	郷軍分会役員	官等	氏名		
四三	村会議員	農業	分会長	退少尉	久保田 於菟雄		
四一		雜貨商	副長	予少尉	安田 武一		
二八		漁業	班長	上等兵	工藤 金一		
二七	青年学校指導員	農業	〃	二等兵	山本 義則		
四〇		〃	〃	元一	若原 治平		
三一	青年学校指導員	〃	監事	衛上	長野 甚太郎		
三五	農事実行組合長	〃	〃	伍長	中島 亨		
五一	村会議員	〃			宮原 養一		
三五	村防衛團議長	郵便局長		補	上杉 武雄		

クトモ十分ナル信念ヲ有スルモノ多ク有之ベク国家非常ノ秋清廉潔白責任觀念旺盛ニシテ敢為ナル彼等ヲ十二分ニ活躍セシムルコト蓋シ意義深キモノト思料セラルル」というのである。又司令部は婦人常会員が選ばれる場合、管内の大日本国防婦人会分会長と人選について協議するよう要求した。このような圧力の中で、当初原村長が作成したとみられる案には次のような公職者が記されている。一町内会長・部落会長、二、イ、産業組合長、ロ、漁業組合長、ハ、村農会長、ニ、商工組合長、三、関係官公吏、イ、郵便局長、駅長、巡査部長、営林区署駐在員、農産物検査所駐在員、水産物検査所駐在員、四、村会議員、五、学校長、六、在郷軍人会長、軍友会長、婦人会長、国防布教師、神官、僧侶。網羅された人数は五十五名にのぼった。この中朱鉛筆で二重に目印を入れて先ず選ばれたのは、上川沿（豊川）部落会長・村会議員・方面委員の岡崎重吉、漁業組合長・村会議員の新谷広治、村農会副会長・軍友会副長の高橋仙蔵、郵便局長・村会議員・警防団長の上杉武雄、村会議員・産業組合長・方面委員の山田久七、村会議員・在郷軍人会長・方面委員の久保田於菟雄の六人であった。そこで彼らの経歴をみると、先ず上杉武雄は、岩手県生れ、北海中学卒業後、「上杉は北見屈指の実業家として知らるるに至り大正三年更に業務を拡張、中佐呂間、留辺蘂に支店を置き全盛を極め、上杉の私製手形は金券と同様に取扱われる」といわれた上杉家の女婿で、往昔程の経済力はなかったが、村内第一等の名望と資産に結びつき、若年から村青年団長、学務委員、青年学校後援会長、土功組合評議員、消防組頭、鮭鱒養殖組合代議員、乗馬倶楽部会長などの多彩な公職を帯び、この後翼賛壮年団長となり戦後公職追放を受け、解除後常呂町長となつている。上杉の人柄については「温厚で抱擁力があり、最も尊敬する人だった。町幹部をはじめ町内には上杉信者が多かった」という助役の評がある。

新谷広治は新潟県に生れ、「青雲の志を立て渡道釧路市に移住せしが大正七年常呂市街に転住」上杉家の帳場となり後に雜貨商を經營するが漁業經營にも進出、浅海養殖事業、常呂漁港の整備に尽力、零細漁民の多い土地柄の中でワン

マン<sup>(8)</sup>といわれ支持者の多い人物で当時村内屈指の資産を有し、戦後も漁業協同組合長、町議会議長を多年勤め、名譽町民第一号となった人物である。山田久七は岐阜県出身東京・大阪で商業を習い明治三十六年常呂に移住、呉服太物を商い、部落部長後村議、七期当選、火災予防組合長、常呂川治水起工、湧網線鉄道速成等に奔走、納税組合長、土功組合議員、在郷軍人会顧問、商工会頭などの公職を帯び運送会社を経営、「資性温厚巨万の財を積み信望厚く常呂村の重鎮として公共に盡瘁す<sup>(9)</sup>」といわれた久保田於菟雄は東京生れ荏原中学卒業後、北海道庁土地改良課勤務、陸軍少尉に任官、岐阜部落の入植成功者で地積五十町歩を所有、貯蓄高部落第一といわれた素封家久保田末吉<sup>(10)</sup>の養嗣子となり、青年学校指導員、実行組合長・学務委員の外村の産業組合長を勤め、在郷軍人分会長であった。

以上挙げた四人は、いずれも村内屈指の資産を有し、大きな地主でもあり、おびただし公職を有し、村では第一級の名望家であり、上杉が三十四歳、新谷五〇歳、山田五十九歳、久保田四十二歳という働き盛りで村政の枢機にたずさわり原村長は彼らの支持の上に地歩を得ていたのであった。これに対し岡崎重吉、高橋仙蔵とは、それぞれ上川治（豊川）と岐阜という村内で比較的戸口の大きな部落の会長を勤めていた人物で岡崎は昭和九年から部落の負債整理組合長となり農村経済更生運動に奔走、高橋も農会副会長、産業組合理事等を勤め公事に奔走していたが、その資産は各部落の中間程度を占めているにとどまっております、公事への奔走ぶりが注目された選任とみられる。

ところで、二重印のついた者を除く四十九名のリストの中から選ばれたのは二十六名であった。この構成は、規程に拘束されつつも原村長が「大政翼賛会ノ下部デアル町村全体カラ各階級ヨリ任命サレタ集合委員<sup>(11)</sup>」と述べているようにきわめて多様なものであった。この中農業者は前述の二人を除くと五人選ばれたが日吉区の境時太郎の資産が村内で優越している外は、いずれも村落の中で経済的に上位の階層にはなく、高橋・岡崎と同様、公職歴の多いことが目立つ者であった。官公吏で委員となった者は三人の郵便局長、駅長、巡查部長、営林区署員、農産物検査所員らであり、六人

の小学校長も全員選ばれている。この小学校長とこの外に神官と僧侶が選ばれているのは、彼らが日本農村社会の疑似インテリゲンチヤ<sup>19)</sup>として、村民の中にあつて教導的な地位にあり、国策宣伝のイデオログとしての役割を期待されたものである。また注目されるのは四人の方面委員がこれに加えられているが、彼らの村内における社会事業全般を担当し、受持区域内住民の生活状態を調査し、救護、治療を要する貧困者要保護者の保護、その生活相談に応ずる役割は、これ以後、町内会部・落会活動の下で行われることになったが、彼らの役割の中には、住民の生活調査を通じて、戦時下の国民生活の窮乏化が進み、無産者などの間に国政に対する不満や怨嗟果ては厭戦気分などが起ってくるのを監視し、時にこのような情報の提供をすら求められることがあつたのではないかと推測される。しかしこの点は今後のこの地区における調査に俟ちたい。

村会議員からは、六名が選任されているが村議の役職のみで選任された者は一人もないのが目につく。村長の草案の中には一応村議全員の氏名がリストされているが、この中から選抜された六人は、村議のほかに、村長がチェックした方面委員、在郷軍人会分会長、産業組合長という公職を兼ねているか、戦時物資の輸送に携わる職（日本通運常呂支店長）、森林防空に責任のある職（森林防火組合長）を持つ者に限られ、選考が戦時の生産活動や秩序の維持を目的としてしぼられていることがうかがわれる。

ところでここに村長から選ばれた疑似インテリ型の一人の人物、松平慶頭の町内会活動を通じて戦時末端行政の滲透に果たした役割について言及したい。松平は香川県出身、当時四十二歳、郷里の高等小学校高等科卒業後、漢学を修め中学校を卒業、日本大学宗教科に入学、大正十一年修業を了えて本願寺布教師として台南市に駐在、台湾開教に従つたが、昭和二年渡道、常呂村の真宗本願寺派常楽寺に入寺、十四年本願寺教師に補せられ、十五年常楽寺住職となつた。昭和十二年には方面委員、十三年兵役の経験なくして帝国在郷軍人会常呂村分会の顧問、釧路聯隊区管内国防布教師を命ぜ

られ、翌十四年勞務動態調査員、翌十五年司法保護委員、常呂村各青年学校指導員となり、十八年新町町内会長に選ばれ町内会廃止までこれを勤めた。これを見ると「時局的」に国策に忠実に戦意昂揚に努めたイデオログとしての職歴ぶりが注目されるが、松平の本領は、戸口数九〇戸三八五人の新町町内会長として後の「指導力ニ富メル熱意アル人物ヲ起用シテ其ノ（町内会の）陣容ヲ強化シ之ガ指導ヲシテ単ナル形式的事務ニ墮スルガ如キナキヲ期ス」<sup>(13)</sup>にふさわしい町内会活動を推進したことにある。彼の傘下の町内会を昭和十九年度の優良町内会として村長が北海道庁に授賞を推薦した時、村長は次のような書類を添附した。すなわち町内会の運営が「常会ニ於テハ経費節約ヲ旨トシ番茶以外ノ接待ハセズ 座布団ハ各自携行スルコトヲ方針トシテ 各会員ニ対シ時局認識ヲ徹底セシムルト同時ニ會員拏ゲテ一家族ノ如キ親シミヲ持ツ様積極的指導ヲ行ヒタル結果隣保相助ノ精神ヲ遺憾ナク發揮シ特ニ配給物資關係ニ在リテハ『不平不満ヲ言ハスコト』ヲ申合『与ヘラレタル範圍ニ甘ンジ』互讓精神ニ徹シ居ル現状ニシテ更ニ常会ノ会場ノ無料提供、常会出席率ノ良好等總テノ事項ニ進ンデ協力実践シ居ルノ現状ナリ」というのである。そしてこの町内会の住民の構成が俸給生活者、勞務者、農家、商人などきわめて混成的で「其ノ民度状態、教育文化ノ程度」<sup>(15)</sup>にはなほだしい差異があつて「環境区々ニシテ一致團結ノ氣風尠カリシ為運営上特ニ困難多カリシモ之カ氣風ノ轉換ニ努メタル結果最近頓ニ成績向上ス」とか「就中国民貯蓄実践ニ関シテハ最モ苦シミアリタルモ先ツ以テ勞務者關係ニ対スル戦時認識ノ徹底ヨリ始マリ主トシテ戦捷感謝国民貯蓄ニ意ヲ注ギタル結果、昭和十八年度ニ於テハ一万三千九百余円、一戸平均百七十八円余ノ大戦果ヲ挙グルニ至リ本年度ニ於テハ一層ノ増加ヲ見ツツアル現況ナリ」という無産勞働者を含めて不平不満をいわず、貯蓄などに期待以上の協力を得るなど能動的な服従の調達に努め、その他「日本精神ノ昂揚」「戦時生活ノ実践ノ徹底」「国土防衛ノ完璧」「国民貯蓄ノ完遂」「軍人援護」<sup>(14)</sup>の活動に当局が驚く程の協力をし、更に「逸事美談」<sup>(18)</sup>として、勞働力のない軍人遺族・家族に対し、流石の当局と雖も出動を免除している援農作業、鉄道除雪その他の作業にも

女性達が「進ンデ出役ヲ申出ズル等ノ気風」<sup>(19)</sup>を創出し、住民の各種の戦時作業の報酬をも軍人援護、国民貯蓄、防空指導費に充当させるなど、当局の求める範囲を越えたそれだけ住民に耐乏を強いる服従と協力とを調達したのであった。村常会の構成員としての松平は、この村に信徒の多い浄土真宗本願寺派の寺院の僧侶として一応社会的な敬意を住民から受けていたとみられる。しかし台湾から渡道入村してから日の浅い新移民者である彼が、同じ村常会員でも前述の有力名望家の数人とのステータスの違いは掩うべくもないものであった。また有力名望家達の日常の関心は専ら自らの生業の発展にあり、村政に対する関心も自己の生業の発展に連なる公益的な村の事業、具体的には、常呂漁港船入潤の築設、国鉄湧網線全通と村の運送事業の連結、しばしば洪水を起す常呂川管理事業、国有林野私下農地の創出、後には総動員体制の強化に伴なう中小商工業者の整備統合などの問題にあった。彼らはまた村の中で一応確立した秩序の中で確立された生活様式、態度を保有していたから、国策の推進によるさまざまな生活様式の変化、多くは意に満たぬ耐乏生活、一般住民との生活の平準化の受容を止むを得ぬとしても、時にさまざまな戦意昂揚の諸行事に積極的になれなかったのは不可避であった。ところが職業柄余暇が得られ、年来国防布教師として国策イデオロギーを鼓吹し社会的に活動する渴望にとらえられていた自己顕示の強い松平のような人物にとって、大政翼賛会運動の諸行事、防空演習、太平洋戦争開戦より間もない頃の、大詔奉戴日の種々の行事、シンガポール陥落祝賀行事など、戦意昂揚の諸行事その他種々の役務<sup>(20)</sup>に従事することは大いにやり甲斐のあることに外ならず、この活動が官憲からの強い支持、住民に対する威信につながることに偽似インテリゲンチヤとしての心理的充足をもたらしたのではななかりうか。またこのようなアクチブな行動は、村落では中農レベルの幾人かの在郷軍人、六人の小学校校長、神官など村政の枢機に参画はしていないが余暇を有しかつ国策イデオロギーに共鳴し易い立場の人々にみられたのである。

そして表面的には、村常会はこのような行動分子の活動によって牛耳られているかの観を呈したが、これに対する村

の有力量望家の消極的な支持、時には行き過ぎへの多少の調整ぶりが推測されるのである。すでに見たように戦時下の住民生活に対する町内会役員の住民に対する行き過ぎとみられる規制は、官憲にとっては住民とのトラブルを起さぬ限りは望ましいものであったが、これはしばしば住民からの怨嗟の声を浴びて役員の権限の濫用となることと紙一重のものであった。ちなみに地域社会の現場における町内会・部落会役員の行き過ぎ勇み足に対しては、昭和十六年十一月一日付内務省地方局長より各地方長官あて地発第四一三号通牒があり、これは町内会・部落会役員の地位利用の越権行為、特に配給停止などの自治的制裁の行き過ぎを禁じたものであるが、これは当時の国策が、町内会・部落会役員の昂揚せる士気に期待しつつ、一方でこれをチェックしなければならないというジレンマに満ちたものであったことを示している。

ところで設置後の村常会は、毎月必ず一回常会を開催することが定められ、月毎に北海道庁の指示による「常会徹底事項」、各行政庁からの指示・要請を村長より説明を受けて、実行すべき手筈を協議し、村規模で実行に移すなり、町内会・部落会・隣保班に指示を与えて実行させる役割を担うこととなった。ここでは「具体的実務ノ研究ヲ主眼トスルモノナルガ故ニ抽象的討論ニ終始セザルコト」<sup>(2)</sup>とされ、上級官庁の指示を不平を述べず障害を排除して飽くまでも実行することを求められたのである。この常会は官僚制的編成を整えた行政組織ではなかったから、一定範囲の権限・義務を法的に定めているわけでもなく、大政翼賛、戦時国策の遂行という名分の下に、北海道庁をはじめ各種官庁から、ランダムに多種多様な指示を受け、これを村、町内会・部落会の経済的・役務的負担をもって実行しなければならなかった。そしてこれらの負担役務は、総力戦の苛烈化とともに際限もなく増大していくが、これらの達成度については専ら北海道庁より村長に対する絶えざる指示監督が行われ、村長は奔命に疲れつつ、村常会員と町内会・部落会役員の積極的な支持の調達に努めなければならなかった。

かくて昭和二十年二月に至ると、北海道庁内務部長は「直接町内会・部落会等ノ指導ノ任ニ当ル職員ノ人選ニ付特段ノ意ヲ用ヒ指導力ニ富メル熱意アル人物ヲ起用シ<sup>(23)</sup>」とか、常会の運営が「形式ニ流レズ実践的ナルコトヲ旨トシ各種國策ノ滲透徹底ニ一段ノ工夫ヲ致スト共ニ國民ノ憤激ヲ熾烈ナラシメ<sup>(24)</sup>」などと公文書に激越な語句を用い、「非常事態ニ際シテ防空、防火、救護等ノ諸活動及増産供出等ニ付隣保相扶ノ團結ニ依リ総力ノ發揮<sup>(25)</sup>」「生活必需品ノ配給及消費關係ノ愈重要ナルニ鑑ミ配給機關ト消費者トノ連繫、配給手續ノ適正ニ周密ナル措置<sup>(26)</sup>」など声高に総力を出すことを求めるに至った。

このような村常会の活動の量的増大ぶりを常会が設置されて間もない昭和十七年一月から十二月までの期間に限ってみると、一月の村常会では、一、大詔奉戴日の設定の意義の伝達の徹底化、実施要項の決定、二、シンガポール占領を予期した祝賀行事の実施要領、三、感謝貯蓄運動の実施、四、入営応召兵士の欲送に関する規制の徹底化——戦時物資の輸送と防牒上、駅前広場における挨拶・万歳呼唱ホームへの立入・幟持込の禁止など——、五、建国祭の執行方法、六、牧野事業の施業、七、鶏卵統制販売方法、八、在郷軍人会から村に対する未入営補充兵訓練の補助等のための寄附要求の審議等が行われた。二月の村常会では、一、防空訓練の強化に伴う警報伝達および燈火管制の訓練、二、味噌・醬油の切符制に伴う事務、一般店舗の中からの共同配給所の選抜、三、軍人援護事業、四、軍人家庭要救護申告提出の取り扱い。五、シンガポール陥落記念國債等の引受、六、町内会・部落会森林防火事業費補助に関する件、七、米穀消費規制量改正の伝達について審議が行われた。その後目につくものとして、三月には、戦時動員体制の準備たる村内住民の労務の動態調査の実施方、総選挙を控えての「旧来ノ情弊ヲ一掃シ且國民ノ真摯純正ナル政治的意欲ヲ振起スル<sup>(27)</sup>」いわゆる翼賛選挙の推進、四月には防空監視哨後援会の設立、五月、常呂村村会議員選挙を控え、最適候補を選び出すために、予め町内会・部落会を開き、村長・警察官・翼賛壯年団長出席の下に、村規模の最適候補を推薦する詮衡会を

設けることを周知徹底させることおよび詮衡会の編成と運営などを協議、村会選挙に大きな影響を与えることとなった。七月には、北海道庁主催の「郡部町内会部落会指導者錬成会」に出席すべき者の人選、九月には村民税の賦課についての協力、常呂村排水土功組合議員選挙に関する協力など村の一般行事務も混入し、開戦一周年の十二月には、一、大政翼賛会北海道支部で定めた婚礼・葬儀の簡素化などを含む「戦争生活実践要綱」の徹底の実施、二、年末年頭神事の実行と「虚礼・虚飾ヲカナグリ捨テ簡素ノ中ニモ明朗剛健ナル風潮」を振起すること、三、ニッケル貨・白銅貨、青銅貨など補助貨幣の回収、四、国民貯蓄の増強と国債債券の消化、五、国民健康保険組合協議員選挙の適正な執行、六、家庭用塩配給に伴う塩購入票の配付、七、生菓子の販売と統制の方法、八、妊産婦手帳規程の周知徹底、九、愛国軍用飛行機献納募金などを協議、これ以後も村常会は食糧等物資配給事務取扱、体力検査、武道の普及、伝染病予防、母子福祉、結婚の奨励とその斡旋、栄養改善、環境衛生などの健民活動<sup>(28)</sup>、納税事務の取扱<sup>(29)</sup>などをも協議、更に町内会・部落会等にこの実行を求め続けることになる。

(1) 昭和十五年一月一日付、「大政翼賛会役員ニ関スル件」の帝国在郷軍人会支部長より支庁長町・村長あて極秘文書、常呂村役場一月一九日受付。

(2) 昭和十五年一月二七日付「大政翼賛会町村常会員推薦ニ関スル件」の釧路聯隊区可司官より町村長あて「釧支第四八六号」極秘文書、常呂村役場一月二九日受付。

(3) 昭和十五年二月二日付、釧路聯隊区司令官より原村長あて書簡、常呂村役場二月四日受付。

(4) 昭和十五年以降常呂村町内会部落会並ニ常会ニ関スル書類。

(5) 昭和十二年二月、常呂村史一三八ページ、昭和四四年三月、常呂町史三九三ページ。

(6) 昭和五九年一月二八日、北海道新聞北網地方版。

(7) 昭和十二年二月、常呂村史、二〇三ページ。

- (8) 昭和三四年三月 網走新聞社発行「人物素描」四五ページ。
- (9) 昭和二年一月 常呂村史 一九二ページ。
- (10) 明治三九年九月 北海道庁第五部殖民課発行「移住者成績調査」に久保田は「明治三十一年第一回(常呂岐阜団体)の移住者なり 揖斐郡富秋村のものにして小作農の傍ら日雇稼をなし其の日の生計を持續させるものなり移住以来能く其の業を励みたる結果最初の 貸付地を成功して後順次貸付を受けて開墾し又他より既墾地を譲受け目下所有総地積五十町歩、馬二頭を置き洋犁耙耨を以て十町 歩を耕作し他を小作せしむ家族四名、労働者二名、年々千余円の余剰あり現在貯蓄二千円余を有せりと云ふ」と記されている。北海 道の拓殖政策が進んだ明治三、四十年代、本州府県下からの貧農入植者にして、入植後身を起し、村落に名望を確立したいわゆる北 海道の地方名望家の典型的人物といえよう。
- (11) 昭和一五年以降 常呂村町内会部落会並ニ常会ニ関スル書類。
- (12) 一九七八年七月 丸山眞男 増補版「現代政治の思想と行動」六三ページ〜七〇ページ。
- (13) 昭和二〇年二月二日 内務省地方局長より地方長官あて地発第一七号「町内会部落会等ノ指導ニ関スル件」および二月二〇日道庁 内務部長より各支庁長・各市町村長あて通牒西地第一五四号「町内会、部落会ノ指導ニ関スル件」
- (14)、(15)、(16) 昭和二〇年 常呂村町内会部落会関係書類。
- (17) 昭和二〇年 常呂村新町町内会概況。
- (18)、(19) 昭和二〇年 優良町内会推薦調書。
- (20) 昭和一七年一月・二月 常呂村常会提案事項。
- (21) 昭和一七年 常呂村町内会部落会並常会ニ関スル書類。
- (22)、(23)、(24)、(25)、(26) 昭和二〇年二月二〇日 道庁内務部長より各支庁長各市町村長あて通牒西地第一五四号「町内会、部落 会ノ指導ニ関スル件」。
- (27) 昭和一七年二月二四日 北海道庁内務部長より各支庁長・各市町村長あて通牒巴振 第三〇一号「三月ノ常会徹底事項ニ関スル件」。
- (28) 昭和一八年四月八日の内務・厚生兩次官より各地方長官あて通牒内務省発地第二六号「部落会・町内会健民部ノ整備ニ関スル件依 命通牒」にもとづく健民活動。
- (29) 昭和一八年五月一九日の内務・大蔵兩次官より各地方長官あて通牒 内務省発地第六六号「町内会部落会納税部ノ整備ニ関スル件

(30) 依命通牒」によって国税・地方税その他公課の納付に町内会・部落会の協力を要求した。  
 昭和十五年二月 常呂村常会構成員名簿。

常呂村常会構成員 (三二名)		昭和十五年二月		
公職	公職	職業	氏名	年齢
東町内会長		船運送業	安部豊次郎	五五
西町内会長		雑穀商	丸本茂	四三
岐阜部落会長		農業	山田栄太郎	五七
上川沿部落会長	村面會議員	農業	岡崎重吉	六二
手師学部落会長			境時太郎	
産業組合長		郵便局長	齋藤友左衛門	五八
漁業組合長	村會議員	水産業	新谷広治	五〇
村農會副會長	軍友會副會長	農業・商業	高橋仙藏	六三
警防團長	村會議員	郵便局長	上杉武雄	三四
		郵便局長	若原豊太郎	
		巡查部長	大村新悦郎	
		営林区署員	佐藤金之助	
		農産物検査所員	沢田政治	



公 職	公 職	職 業	氏 名	年 齢
郷 軍 將 校		駅 長	安 田 武 一	
			大 沼 修	
			竹 藤 鉄 藏	

### 三 町内会・部落会の編成と担い手およびその役割

町内会と部落会は、国策遂行のための「教化、産業、経済、警防、保健、衛生、社会施設及銃後奉公其ノ他住民ノ共  
 同生活ニ関聯スル各般ノ事務ヲ行フベシ」という職務を担ったがその活動は、村常会の指示を受けきわめて多岐にわたり、  
 職務も増大していった。そして役員ノ選任に關しては、先ず町内会長と部落会長ノ選任については、昭和十五年の町内・  
 部落会規約では、十六名の会長を町内会・部落会の選挙で選ぶことになっており、その後規約が廃止され、新たに町内  
 会部落会設置規程が定められた後である昭和十七年二月、多数の会長が村長に辞表を提出しており、一たん全員が辞職  
 したものとみられる。ところが新たな規程には選任方法の定めがなく、実例をみると、改めて町内会・部落会で選挙さ  
 れ「推薦」された者、あるいは「当選」した者を、町内会・部落会代表から文書をもって村長に推薦の手続をとり、こ  
 れを受けた村長は、管轄の網走警察署長に親展をもって「部落会長選任ニ付協議ノ件」の文書を送り「当村部落会長ニ  
 シテ辞職ノ為メ後任会長トシテ左記選任致度 右ハ何レモ各部落会ニ於ケル指導的人物ニシテ且実践力ヲ有スル者ニ有  
 之候条此段及御協議候也」と協議の手続をとり、別紙として選任予定者の生年月日、軍歴、職業、前科無きこと、性

格を記入した名簿を添附している。この一週間後、網走警察署長から「網特秘第三五二号」として村長に対し「客月二十五日附ヲ以テ左記ノ者ニ対シ御協議相成候標題ノ件 当署ニ於テ審査シタルニ選任相成モ支障無之候条此段及回答候也」という回答があり、この日をもって村長が会長を正式に選任したものとみられる。なおこれと同様な文書の往復が村長と営林区署長との間にも行われている。このような官憲と村長との協議は、町内会・部落会規程の「警防・及衛生ニ関スル事項ニ付イテハ警察署長ヨリ又森林防火ニ関スル事項ニ付イテハ営林区署及森林事務所長ヨリ指揮監督ヲ受クルモノトス」の条文を、事項の指揮監督を受けるにとどまらず人事についてもこれを受けると拡大解釈して手続をとつたもの乃至とらされたものとみられる。こうして官憲の監視下に選ばれた町内会長部落会長・十六名は、昭和十七年二月には、上記の第4表の人物であつた。この中履歴と年齢の判明しているのは十四名で、この中の六名が在郷軍人であり、三名が村の消防組の小頭である。又資産状態の判明している者十五名の中、千円以上の価値の不動産を所有する者が五名、三百円以上が八名、三百円未満が二名である。年齢的には二十代一名、三十代三名、四十代三名、五十代七名、六十代一名で平均四十七歳である。

これをみると町内会長・部落会長にふさわしい型は、軍隊なり消防組という一定の目的をもつた機能集団の一員あるいは下級リーダーの経験をもち、上位者からの指示を受けて集団を規律をもって統率することができ、挙措も厳正で彼らの上位者にとっては好ましく、村落の中では威信もあり、村の長老である第5表の村議クラスより資産と名望はやや乏しいが、平均年齢が四十七歳で、村議の五十三歳よりも若く、体力もあり、村内中堅上位の行動力に富んだ者ということになる。防空・防災活動や健民運動、戦局が悪化してからは竹槍訓練などに隣保班を指揮して気合を入れるような行動が想起される。なお当時の北海道では、村域が広大で人口密度が極めて低く、警察官の配置が手薄であつたため、在郷軍人分会員・消防組員は村内の治安活動に警察補助的役割を担っており、隣町の網走監獄の脱獄囚捜査、原野の一軒屋の

第 4 表

備考 資力については昭和二十年の不動産評価一〇〇〇円以上を上、三〇〇円以上を中三〇〇円未満を下とした。

町内会 部落会名		町内会長・部落会長		昭和十七年二月二十五日			
氏名	職業	年齢	資力	公職歴	戸数	隣保班	
登野	前北一郎	農業	三三	下	区长	九六五	七七三
吉野	長野奈太郎	農業	五〇	上	区长 農事実行組合長	五一	四九
日吉	岩下勝次郎	農業	二八	中	在郷軍人 元統計調査員	一〇七	九四
福山	植松直次郎	農業	六一	中	在郷軍人(伍長) 村議 農事実行組合長	七〇	四四
富丘	竹村良策	農業	五七	下		七七	六六
豊川	森本勝一	商業	三八	中	在郷軍人(軍曹)	七一	六六
共立	森脇勘次	農業	三八	上		四二	三三
栄浦	生田精次	漁業	五二	上	在郷軍人 消防組小頭	五〇	五五
岐阜	林藤惣太郎	農業	四一	上	農事実行組合長 区长	九五	一〇三
土佐	内藤惣太郎	農業	五二	中		三六	三一
東浜	片岡忠吉	農業	五九		農事実行組合長	九	一四
新町	三沢政雄	村役場職員	?	中		六四	四五
大通西	安田武一	雜貨商	四一	中	在郷軍人(少尉)	六三	四五
大通	丸本茂吉	雜穀商	四四	中		六〇	四四
本通	小山内兼吉	醸造業	五九	中	消防組小頭	七四	五五
弁天	安部豊次郎	商業	五六	上	在郷軍人 消防組小頭 商工会副会頭	七一	五五

第 5 表

職 業	村 会 議 員 (一八名)		昭 和 二 十 一 七 年 年 齢	資 力
	氏 名			
農 業	高 橋 荒 太 郎		四 七	
水 産 業	新 谷 広 治		五 〇	上
運 送 会 社 社 長 金 物 商	小 林 千 代 松		四 八	上
農 業	伊 藤 一 蒸		六 四	上
農 業・商 業	田 辺 又 三 郎		五 六	
農 業	高 橋 慎 一 郎		四 一	
農 業・商 業	高 橋 仙 藏		六 三	中
農 業	久 保 田 於 菟 雄		四 二	上
農 業	横 山 清 七		四 一	中
農 業	安 原 浅 次 郎		五 六	上
農 場 管 理 人	宮 原 養 一		四 〇	中
農 業	岡 崎 重 吉		六 二	上
農 業・金 融 業	原 田 吾 一		五 五	上
農 業	渡 部 甚 三 郎		三 八	上
農 業	池 知 雄 吉		六 七	上
郵 便 局 長	上 杉 武 雄		三 四	上
運 送 会 社 役 員	山 田 久 七		五 九	上
雑 貨・漁 業	高 橋 万 藏		五 六	上

○資力の評価について町内会長・部落会長表の備考欄と同一方法をとった。

凶悪犯罪予防、森林盗伐監視など、村の秩序・治安維持に果していた役割が改めて評価されたものとみられる。

この町内会長にはスタッフとして教化部長・産業部長・経済部長・警防部長・衛生部長・森林防火部長・社会部長・銃後奉公部長・経理部長が置かれ、後に納税部長・貯蓄部長が置かれ、この部長の選任は村長が行なった。

その結果、常呂村における町内会・部落会長と部長の定員は、二百四名にのぼったが、兼任を省くと実数は、昭和二十年時で、百五十一名であった。

この町内会・部落会の下部機構として隣保班が設けられ、一箇の隣保班は五戸から十戸程度で編成され、常呂村の隣保班の数は、昭和十七年頃七十七班であった。隣保班長の選任は町内会長と部落会長が行なったが、選ばれた者の年齢は、昭和十七年時で、二十歳代が二名、三十代十六名、四十代三十名、五十代十三名、六十代十六名であった。これをみると、昭和十七年頃、戸口数約一千戸、六千人の常呂村で、村常会構成員、町内会・部落

会長部長・隣保班長など役員の実数は二百六十人に達し、四戸の世帯主の一戸は、役員となっており、総力戦体制下の動員ぶりが知られる。

常呂村の町内会の担った役割、具体的な活動ぶりについては昭和二十年前述の優良町内会として北海道庁長官に授賞を申請した新町町内会の記録<sup>3)</sup>がある。これによると、同町内会が活動した項目は、一、日本精神ノ昂揚で「毎月八日ノ大詔奉戴日ニハ午前六時會長ヲ始メ會員揃ッテ神社参拝、大東亜戦争ノ必勝竝ニ戦没軍人ニ対スル感謝ノ祈念ヲ行ヒ日本精神ノ昂揚ニ努ム」、二、戦時生活ノ実践徹底について「一、最低生活ノ実践 (イ) 統制経済ニ対スル協力ニ対シテハ與ヘラレタル範圍ニ甘ンジ互讓精神ニ徹シ絶体不平不満ヲ言ハヌコトヲ申合セ実践シツ、アリ、(ロ) 家庭生活ニ対スル創意工夫ヲ勸奨シ特ニ戰時食(代用食・非常食)ノ研究発表ヲ毎月班常会ニ於テ行フ (ハ) 電力及燃料ノ節約ニハ徹底的ニ実践シツ、アリ 二、家庭様式ノ規正 (イ) 生活刷新ニ当リテハ特ニ指導ヲ強化シ慶弔ニ対シテハ各班ニ於テ一定標準ニ依リ取纏贈呈等ヲ実行シ生活ノ改善ヲ図リツ、アリ (ロ) 時刻ノ厳守特ニ常会等ニハ全員指定時間ニ参集ス (ハ) 家財ノ整理・整頓ヲ常ニ徹底 (ニ) 貴重品(貯金通帳・印鑑)ハ常ニ整頓非常袋中ニ保管 就寐ノ際ハ枕元ニ置キ一朝有事即応ノ態勢ニ在リ」三、国土防衛の完璧ということで「一、防空資材ノ完備 (イ) 非常袋ハ全戸各自一個必ず所持セシム (ロ) 毎月一日警防部ハ會員各戸ノ防空資材ノ点検指導ヲ行フ (ハ) 各種防空資材ハ會長ニ於テ斡旋ヲ為シ各戸ニ亘リ整備完了セリ (ニ) 燈火管制ニ於テハ海岸ノ故ヲ以テ常ニ第一線ノ覺悟を以テ臨ミ管制状況完璧ナリ更ニ警報発令下ニ在リテハ會長警防部長・各班長ハ徹宵之ガ指導ニ當レリ 二、防衛訓練ノ徹底 (イ) 防衛訓練ニ対シテハ村ノ訓練以外ニ隨時訓練ノ徹底ヲ期シツアリ (ロ) 一朝有事ノ際ニ於ケル老人、乳幼児ニ対スル防衛組織ノ編成完了ス 三、防衛施設ノ完備 (イ) 待避壕ハ町内全戸ニ設備完了シタルヲ以テ目下隣保班単位ニ防空壕ヲ設置中ナリ (ロ) 冬季ニ在リテハ積雪ヲ利用待避壕竝ニ防空壕ヲ設置シタリ 四、防火精神ノ涵養 (イ) 毎年火災危険期間中各隣保班毎ニ二戸宛輪審ヲ以テ夜警ヲ実施シツ

アリ」四、国民貯蓄ノ完遂について「一決戦国民貯蓄勸奨ニ当リテハ常ニ積極的指導ヲ行ヒツツアリ毎年度目標額ノ完全達成ヲ為ス (イ)本町内ハ勞務者關係並ニ各階層ヨリ形体シ特ニ給料生活者等多キ為ニ一時ニ多額ノ貯蓄実践ハ困難ノ実情ニ在ルヲ以テ先ツ以テ戦捷感謝国民貯蓄ニ重点ヲ置キ勸奨ヲ行ヒツツアリ 昭和十八年度ニ於テハ一万三千九百二十一円八十三銭一戸平均百七十八円余ノ大戦果ヲ収メ常呂村長ノ表彰ヲ受ケタリ実績ニ付テハ個人別ニ指令番号別ニ調査書ヲ作製スルト共ニ『グラフ』ヲ作製毎月班常会ニ回覧シ貯蓄心ノ昂揚ヲ図ル (ロ)国債貯金ハ毎月班常会ノ際取纏実行ス (ハ)地域組合貯蓄ニ付テハ毎月貯蓄部長ヲシテ巡察ヲ行ヒ取纏等ノ方法ニ依リ実行シツツアリ (ニ)其ノ他簡易保険生命保険、無盡等ノ払込書中地域組合貯蓄ト一般貯蓄ノ區別ヲ一般ニ周知セシムル徹底的指導ヲ行ヒ更ニ個人別種類毎ノ調査ヲ行ヒ貯蓄心ノ振起ニ努メツツアリ」五、軍人援護について「一、勞力援助 (イ)軍人遺家族ニ対スル勞力援助ニ関シテ勤報隊計画ニ基キ統後奉公部之ニ積極的協力ヲ為シ現在迄會長以下延四百八十人出動シタリ (ロ)春秋二回ノ衛生掃除ニハ町内会員家族中青少年団ヲ動員シ遺家族家庭ノ手伝ヲ為ス (ハ)吹雪ノ際ニハ遺家族家庭ノ除雪ヲ行フ 二、恤兵 (イ)町内会員中出征軍人ニ対シテ毎月八日大詔奉戴日ニ婦人部ト協力各戸ヨリ必ず一通以上ノ慰問文ヲ取纏メ發送ヲ行ヒツツアリ (ロ)警備駐屯兵ニ対シテハ婦人部ト協力野菜物等ノ供出或ハ夜食ノ輪番供与等ヲ以テ恤兵ニ最大ノ意ヲ注ギタリ」というものであった。おびただしい役務と貯蓄・国債の強制割当および住民の私生活のすみずみに介入・監視し、一切不平不満を述べることを許さぬとする公権力の行政遂行は、住民生活の中において、戦争の大義名分を笠に住民を直接支配した町内会・部落会役員の迎合と協力によって可能だったのに外ならない。

(1) 別掲町内会・部落会設置規程第三条参照。

(2) 昭和十五年九月一日内務省訓令第十七号「部会町内会等整備要領」では「會長ノ選任ハ地方ノ事情ニ応ジ從來ノ慣行ニ從ヒ部落又ハ町内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依ルモ形式的ニハ勸クトモ市町村長ニ於テ之ヲ選任乃至告示スルコト」とある。

(3) 昭和二〇年 常呂村町内会部落会関係書類。

#### 四 村会と村常会

大政翼賛会の下部組織としての村常会・町内会・部落会が設置された年度の村会は、昭和十六年一月二十一日と二月二十五日に開かれ、新年度すなわち昭和十六年度の村の歳入歳出予算の審議を行なった。北海道二級町村制下の常呂村では村長が議長を兼ね、歳出入予算の説明を行なったが、新年度の村予算は、臨戦下の国家予算の膨脹、特に直接軍事費の前年対費一・六倍に垂んとする膨脹のあふりを受け、村に対する国庫支出および北海道地方費支出の減額によって、村からの負担を強化しても前年度よりは縮小しなげなかつた。そこで村長は次のように苦渋に満ちたやりくりの説明を行なった。

「本年度予算ハ大体前年度予算ヲ越エザル建前ト致シマシテ編成シマシタモノヲ支庁ニ於テ第一次査定シマシタモノヲ更ニ道庁ニ於テ第二次査定ヲ経マシテ予算ノ決定セラレタモノガ前年度予算ヨリ三千三百三十四円ヲ削減セラレマシタタメ年々膨脹スル村財政ニ反シ誠ニ苦シイ予算デアリマスガ道庁トシテモ地方費ノ膨脹ニ依リ如何共方法ナク全然土木費ヲ減セラレタル町村スラアリタルモ本村ハ大体最少限度ノ予算削減ヲ以テ承認セラレタ事ハ予算編成ニ当リマシタ沢田書記・杉野書記補ノ苦心ヲ多トスルモノデ有リマス<sup>(1)</sup>」。また村長は、苦しい財政を賄うための村債の発行や寄附の募集を行わねばならない事情を次のように語った。「歳入予算中第十九款村債ニ付御説明申上ゲルト同時ニ特ニ御願ヒ致シテ置キマスガ御承知ノ通り常呂川口ハ水深ガ浅ク為ニ漁船ノ出入ニ不便甚ダシキヲ以テ関係各官庁ニ陳情ノ結果現在ノ河底岩盤ヲ二米掘下ゲル事ニ成ツテオリマス 又導水堤ヲ二百七十米延長等総テ国費ヲ以テセラレルノデスガ本村ハ

将来漁港トシテ多分確實性ヲ有スル道庁ノ意向ナレバ十五年度ニ於テハ本工事費ニ二万四千円ノ内壹万貳千円ヲ常呂川口改修工事費ニ対シ国庫ニ寄附スル事ニ成ツテ居リ本村現在ノ予算ヨリ見テ到底支出不能ノ状態ニ付先般漁業組合ニ御願ヒシテ壹万円ヲ寄附御承諾ヲ得マシタガ其ノ後ニ予算財政其ノ他ノ事情等ニ依ツテ残額ノ貳千円ノ寄附金モ支払不能ノ状態ニ付之亦是非共漁業組合ヨリ御寄附御願ヒ致シマス 尚此ノ外ニ實際出役ニ際シテ人夫不足ノ為メ定額償金ノ外ニ村及漁業組合ヨリ一人ニ貳式円ノ補給ヲシテオリマスガ之レモ村財源ノ都合悪シキ為メ漁業組合の方へ支出方ヲ御願ヒシテ居ル次第デ有リマス本工事ハ独リ水産業者市街側ノモノデナク常呂村トシテ重要ナモノデ有リマスカラ村民一致シテ之ガ達成ニ努力致サレタイト存ジマス 其レデ本年度予算ニ総工事費五万円ノ内半額ノ貳万五千円ヲ計上寄附スル事トナリ又之ガ償還ハ別表ノ通り五ヶ年据置十五ヶ年賦デ償還スル事ニ成ツテ居リマスガ之ニ対シテモ利子ダケハ漁業組合カラ寄附シテ頂キ元金ダケヲ村ニ於テ償還スル様ニ致シタイト思ツテ居ル次第デアリマス 水産物開発ノ為メ将来錨港ニスル目的ヲ以テ本年度ニ於テ二万五千円ノ本村費ヲ計上致シマシタ<sup>(2)</sup>。

この外、道庁より支出されてきた拓殖医(村医)補助金が減額され、村費をもってこれを補填すること、常呂川口工事の労役の調達、従来から村税として課していた荷車税の増徴を図るため新年度から農業用荷車にもこれを課すこと及び国民学校経費不足を補う寄附の調達などが村長より提案され、これらの案件の総てが原案通り可決されたものの、議事の過程では強い不満を内攻させた敵しい内容の質疑が発せられたのであった。

また一方では、新年度より村常会費が計上されたが、これに対する村会からの規制が及ばず、村常会・町村会・部落会に対する統率は村長が行なうことが村長より説明され、更に従来村会が審議議決していた火防費が村予算として計上されず、新年度からこの経費は町内会と部落会でこれを計上し調達することとなった。こうして村会は北海道二級町村制の定めの「歳入出予算ヲ定ムルコト」「夫役ノ賦課」「新ニ義務ノ負担ヲ為シ又ハ権利ノ棄却ヲ為ス事」などにもとづ

いて審議していた案件の数々を審議することができなくなり、これを村長の決定に委ね、村長がこの決定に当って案件の審議を村常会に命ずるといふ事態を生ずるに至った。

—また昭和十六年六月二十二日には常呂村村会議員の選挙が行われたが、これに先立って五月二十四日、村長は村常会を開き、候補の当落に強い作用をもたらすいわゆる「村会議員翼賛選挙貫徹運動」の推進をはかった。この運動は当時北海道庁が市町村会議員の改選期にある自治体に対し、「大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹運動基本要綱」<sup>(6)</sup>を達し、「地方議会ニ於ケル翼賛ノ重責ニ任ズベキ最適ノ人材ヲ市町村会ニ動員スルノ氣運ヲ醸成セシム」とし更に「地方自治ノ刷新強化、翼賛選挙ノ貫徹ヲ目標トスル啓蒙運動トシテ部落会、町内会、隣保班等ノ市町村下部組織ハ勿論市町村内各種団体其ノ他有スル組織ヲ動員シ活潑ナル展開ヲ期スルモノトス」としたもので、道庁が市町村に最適候補を選び出す銚衡会を組織させるなどの実施事項を決定指導したものであった。これを承けた村常会は、この筋書きを具体化する協議をし、村会議員として最適の候補を推薦する銚衡会の委員（村規模で五名・町内・部落毎に一名）を町内会・部落会に斡旋することとし、五月二十六日から六月二日まで、各個に町内会・部落会常会の開催を指示、これに全有権者の出席を求め、村長、警察官、翼賛壮年団長臨席の下に常会を運営、銚衡会を成立させることとした。そして町内会・部落会の開始にあたっては「一、清新健全なる村会を確立する為、銚衡委員会により最適候補者の推薦を希望します。二、在来の情実因縁を捨て清く正しい一票を行使します。三、大東亜圏の指導者たる皇国民の誇りを汚す様な選挙犯罪は絶対に致しません。四、正しい一票の集りこそ大東亜戦争完遂の土台であります」という申合せを行なわせることとした。そして成立後の銚衡会の場所（常呂神社）日程（六月八日大詔奉戴日）銚衡方法開会六時間前に取締官憲への届出、銚衡された候補者の取締官署への出頭などの手続きについても決定をした。

—このような公権力による徹底した選挙干渉の下請として村長・村常会は活動したが、この選挙では十八名の定員中八

説 名が再選、十名が初当選を果している。選挙干渉の影響は定かでないが大きな入れ替りといえよう。なお当選者の中には、村常会の委員で、前述したように村政の枢機に与っていた新谷広治、上杉武雄、山田久七ら村最上位の名望家の名があり、彼らは村の重要な組織にはすべて加わり、組織を使い分けることができたのである。

(1) (2) (3) (4) (5) 昭和一六年常呂村村会会議録。

(6) 昭和一七年五月九日 午振第一三六号通牒道庁総務部長より各支庁長・各市町村長あて「市町村会議員選挙対策翼賛選挙貫徹運動ニ関スル件」五月一二日常呂村受付。

## 資料

### 常呂村〇〇町内・部落会規約

(昭和十五年三月六日付、北海道網走支庁長が送達した準則を踏襲して作成したもの)

#### 第一章 総則

第一条 本会ハ時局ニ鑑ミ国民精神総動員運動及其ノ他諸般ノ国策遂行竝ニ地方自治ノ進展ニ対シ自主的ニ協力実践

シ且会員ノ親睦ヲ図リ隣保相助共榮ノ実ヲ挙ゲ以テ強力日本建設ノ推進力タルヲ目的トス

第二条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為会員一致団結左ノ事項ヲ実行スルモノトス

一、時局認識ノ徹底

二、統後後援ノ強化

三、非常時財政経済政策ヘノ協力

(一) 統制経済ヘノ協力

(二) 物資ノ活用並ニ消費ノ節約

(三) 貯蓄ノ励行

(四) 金集中ニ対スル協力

(五) 勤勞ノ増進

四、生活ノ刷新

五、地方公共事務ニ対スル幫助

六、會員ノ親睦及相互扶助

七、其ノ他本会ニ於テ定メタル事項

第三条 前条ノ事項ニ対スル実行細目ハ本村国民精神総動員協議会ニ於テ決定シタル方針又ハ本会常会ノ決議ニ依ルモノトス

第四条 本会ハ常呂村〇〇町内・部落会ト称ス

第五条 本会ハ常呂村区長設置区域ノ〇〇区内ニ居住スル全住民ヲ以テ會員トス

第六条 本会ニ班ヲ置ク班ノ名称及区域別表ノ如シ

第七条 本会ノ事務所ハ 班ノ事務所ハ別表ノ通り置ク

第八条 本会ニハ会旗班ニハ班旗ヲ置クコトヲ得

第二章 役員

第九条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会長 一名

一、副会長 一名

一、幹部 若干名

役員ハ会員中ヨリ選挙シ其ノ任期ハ壹箇年トス

第十条 会長ハ本会ヲ統轄ス

副会長ハ会長を補助シ会長故障アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ庶務會計ニ従事ス

第十一条 班ニ左ノ役員ヲ置ク

一、班長 一名

一、副班長 一名

班ノ役員ハ班ニ於テ選挙シ其ノ任期ハ壹箇年トス

第十二条 班長ハ班ヲ統轄ス

副班長ハ班長ヲ補助シ班長故障アルトキ之ヲ代理ス

第三章 総会及常会

第十三条 本会ノ総会ハ毎年二月之ヲ開キ左ノ事項ヲ附議スルモノトス但シ必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得

一、収支予算

二、会費ノ分賦収入方法

三、事業ノ計画

四、役員ノ選挙

五、決算報告及事業報告

六、其ノ他重要ナル事項

第十四条 総会ハ会長之ヲ招集シ會長ヲ以テ議長トス

総会ハ世帯主又ハ其ノ代理者半数以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

総会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五条 総会ニ於テ選舉ヲ行フトキハ無記名単記投票ヲ用ヒ有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ會員中  
異議ナキトキハ指名推選ノ法ヲ用フルコトヲ得

第十六条 常会ハ會長之ヲ司會シ毎月 日之ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時之ヲ開キ又ハ定日ヲ變更スルコトヲ得

第十七条 常会ニ於ケル行事ノ概円左ノ如シ

一、諸般ノ通達ノ周知

二、実践事項ノ申合

三、各種ノ協議及懇談

第十八条 常会ニハ世帯主又ハ其ノ代理者必ず出席スルモノトス但シ必要ニ応ジ主婦又ハ男女青年ノ會合ト為スコトアル  
ルベシ

第四章 會計

第十九条 本会ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十条 本会ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一、會費

説

二、補助金又ハ寄附金

三、会員ノ奉仕ニ依ル収入

論 第二十一条 会員ノ会費負担方法ハ毎年總會ニ於テ之ヲ議決スルモノトス部落（町内）常会開催順序（例）

一、宮城遙拝

二、黙 禱

三、主催者挨拶

四、協議懇談申合せ

五、（講 話）

六、（和 楽）

七、閉会ノ挨拶

町内会・部落会設置規程（成立の推定昭和十五年十一月か十二月）

第一条本 村民ハ昭和十五年北海道庁令第百十一号町内会（部落会）規則（以下規則ト称ス）ニ依リ町内会（部落会）ヲ設置スルモノトス

第二条 町内会（部落会）設置目的左ノ如シ

- 一、隣保団結ノ精神ニ基キ村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二、国民ノ道德的鍊成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト

三、国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ国政萬般ノ円滑ナル運営ニ資セシムルコト

四、国民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

第三條 町内会（部落会）ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ教化・産業・經濟・警防・保健衛生社会施設及銃後奉公其ノ他住民ノ共同生活ニ関聯スル各般ノ事物ヲ行フベシ

第四條 町内会・部落会ノ区域及名称別表ノ通り定ム

第五條 町内会（部落会）ノ下ニ五戸乃至十戸ノ隣保班ヲ組織スベシ 隣保班班長ハ班員中ヨリ町内会長（部落会長）之ヲ選任スベシ

第六條 町内会・部落会ハ必要ニ応ジ其ノ内部ニ教化部・産業部・經濟部・警防部・衛生部・森林部・社会部・銃後奉公部・經理部等ノ部ヲ設ケ部長ヲ置クコトヲ得部長ハ會員中ヨリ村長之ヲ選任ス部長ハ其ノ部ニ屬スル事項ニ付町内会長（部落会長）ヲ輔佐スベシ

第七條 町内会及部落会ハ其ノ目的達成ノタメ毎月一回以上常会ヲ開催スベシ

第八條 町内会・部落会ハ村長之ヲ統轄ス 警防及衛生ニ関スル事項ニ付イテハ警察署長ヨリ又森林防火ニ関スル事項ニ付イテハ營林区署長及森林事務所長ヨリ指揮監督ヲ受クルモノトス

第九條 町内会・部落会ハ規約ヲ設クルコトヲ得

規約ヲ改定又ハ変更ニ付イテハ村長ト協議スベシ

第十條 町内会・部落会ノ財産管理及會計事務ニ関シテハ別ニ定ムル所ニ拠ルベシ

常呂村常会規程

第一条 本村内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運営及町内会・部落会ノ目的達成上必要ナル各般ノ事項ヲ協議スル為村常会ヲ設置ス

第二条 村常会構成員ハ左ノ者ノ内ヨリ村長之ヲ選任ス

一、町内会長・部落会長

二、各種団体代表者

三、関係官公吏

四、村会議員

五、学校教職員

六、学識経験者

七、其ノ他適當ナルモノ

第三条 村常会ハ村長之ヲ統轄ス

第四条 村常会ハ毎月一回之ヲ開催ス

## The Neighbourhood Association System at Tokoro Village During the World War II

Shosuke SHIMIZU\*

In 1940 Japanese Government forced all the parties to disband and enter the political association of the Imperial Rule Assistance Association.

The neighbourhood association (Chōnaikai, Burakukai and Tonarigumi) were close ties with the Imperial Rule Assistance Association.

Through Home Ministry Instruction No. 17 appointed, the neighbourhood association were coordinated and strengthened as public organizations.

The neighbourhood association system brought every household in Japan under strict supervision and control.

The aim of this paper is to explain the regimentation of the neighbourhood association concretely at Tokoro Village in Hokkaido Japan during the World War II.

---

\* Professor of Politics, Kitami Institute of Technology.